

淡路広域水道お客さまセンター業務委託に係る 公募型プロポーザルによる事業者選定基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により淡路広域水道お客さまセンター業務委託の契約候補者を決定するため、参加事業者から提出された業務提案書等の内容を、可能な限り客観的に評価するための基準として示す。

1 評価基準

項目ごとの配点は、次の表のとおり。

(評価項目及び配点)

評価項目 (大項目別)	配点
会社概要等	20
経営方針・関連認証・業務体制	90
業務履行方法	200
危機管理体制	50
その他の業務提案	40
提案見積金額	100
合計	500

2 選定方法

契約候補者等の選定は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 業務提案書の内容、実施体制等について書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングにより、審査のうえ採点し、契約候補者を選定する。

なお、採点については淡路広域水道お客さまセンター業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要領第3条に規定する委員のうち、1号から6号までに掲げる者（以下「採点者」という。）が行うこととする。

- (2) 見積金額の得点化方法

評価項目のうち、提案見積金額に関する項目については、次の式にて見積金額を得点化する。

(算定式)

価格点

$$= [0.5 - \{(\text{①当該見積金額} - \text{②平均見積金額}) / \text{②平均見積金額}\}] \times \text{価格配点}$$

※ $[0.5 - \{(\text{①当該見積金額} - \text{②平均見積金額}) / \text{②平均見積金額}\}]$ の値が、負の値となるときは「0」と、1を超えるときは「1」とする。

※なお、価格点は、小数点第2位までを算定する。(小数点第3位以下を四捨五入する。)

- (3) 契約候補者の選定は、採点者の採点の合計点(以下「評価基準総合点」という。)により決定する。
- (4) 評価基準総合点と同じ場合は、選定委員会にて委員長及び副委員長のほか、出席委員の多数決により決定し、可否同数の時は委員長が決定する。
- (5) 各委員の評価基準総合点の平均が250点未満の者は、要求基準を満たしていないと判断し失格とする。
- (6) 上記、各号に掲げる事項のほか、選定方法において必要な事項は、選定委員会が定めるものとする。

3 評価の着眼点等

上記、「1 評価基準」に加えて評価は主に、業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。また、提案内容全体としていかに当企業団水道事業のサービス向上のために優れた提案がなされているか等の点についても考慮する。